

2021年4月14日

各位

会社名 協立情報通信株式会社
 代表者名 代表取締役社長 佐々木 茂則
 (JASDAQ・コード 3670)
 問い合わせ先 管理部長 室井 康成
 (電話 03-3434-3141)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年4月14日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2021年5月27日開催予定の当社第56期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

①変更の理由

決算期(事業年度の末日)を主要取引先の決算期や国の会計年度と合わせ、経営計画の策定・推進などの一層の効率化を図るとともに、会計基準や税制等の改正に速やかに対応することを目的として、定款に定める当社の事業年度を変更し、これにともない、定時株主総会の議決権の基準日、剰余金配当及び中間配当の基準日について所要の変更を行うものであります。また、事業年度の変更に係る経過的な措置として、第57期事業年度は2021年3月1日から2022年3月31日までの13か月となるため、附則を設けるものです。

②変更の内容

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第12条 (条文の記載省略) 第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>2月末日</u> とする。	第1条～第12条 (現行どおり) 第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。
第14条～第41条 (条文の記載省略) 第7章 計算 (事業年度) 第42条 当社の事業年度は、毎年 <u>3月1日</u> から翌年 <u>2月末日</u> までの年1期とする。	第14条～第41条 (現行どおり) 第7章 計算 (事業年度) 第42条 当社の事業年度は、毎年 <u>4月1日</u> から翌年 <u>3月31日</u> までの年1期とする。
(剰余金の配当) 第43条 剰余金の配当は、毎年 <u>2月末日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。	(剰余金の配当) 第43条 剰余金の配当は、毎年 <u>3月31日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。
(中間配当) 第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>8月31日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	(中間配当) 第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>9月30日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
第45条 (条文の記載省略)	第45条 (現行どおり)

(新設)	<u>附則</u>
(新設)	<u>(第 57 期事業年度)</u>
	<u>第 1 条 第 42 条の規定にかかわらず、第 57 期事業年度は、令和 3 年 3 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 13 か月とする。なお、本附則は第 57 期事業年度に関する定時株主総会の終結後、これを削除する。</u>

③日程

定款変更のための株主総会開催日 2021 年 5 月 27 日 (木曜日)
定款変更の効力発生日 2021 年 5 月 27 日 (木曜日)

以上